

愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）本編に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）本編」に関する質問のうち、早期に公表すべきと県が判断した部分への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	条	項	号()	その他	質 問	回 答
001	005	11				「連帯して」とありますが、本条に規定される違約金を連帯責任で負うことは不可能です。「連帯して」を削除していただきますよう、お願いいたします。	基本協定書第11条の趣旨を明確にするため、当該規定を以下のとおり変更します。 「事業契約締結後において、事業契約に関し、第6条第8項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、本事業に係る施設整備業務費相当額の100分の20に相当する額の違約金を甲に支払う。」
002	005	11				不正行為に対して厳しい処分が行われるべきことは十分に理解しますが、それは、行政処分・刑事罰等、法令に基づいて行われるものではないでしょうか？本条文は、法令に基づく処分とは別に規定するものであり、違約金額が大きくなりすぎると思われますので、本条文の削除、または想定される違約金額の減額をお願いしたいのですが、いかがでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、違約金額の設定は、全国知事会における指針等を踏まえ設定されたものであること、また、違約金算定の基礎となる額は、施設整備業務費相当額に限定していることなどをご理解いただきたいと考えております。 (関連質問No.003参照)
003	005	11			違約金	本条項に対する貴県の考え方については、10月5日の説明会にて「違約金を取る為の条項ではなく、不正行為を無くすための条項である」とのご説明を頂きましたが、第6条第8項に該当する不正行為に対しては、当該企業は行政処分・刑事罰等、法令に基づいて処罰、罰金及び社会的制裁を受けますので本条項は不要と考えます。また本条項は以下①～③の問題を内包しており参画判断において大きなハードルとなりますので、本条項の削除をご検討戴けませんでしょうか。 ①連帯責任リスクは応募者間の協定書等ではヘッジできない為、コントロールできないリスクを負担することとなる。 ②回数制限がなく、無限リスクを負担することとなる。 ③金額が過大である。	本違約金条項の趣旨・目的は、第一義的には不正行為の抑止であります。これに加え、談合等の不正行為によって県に生じる損害を確実に回復するための手段の一つでもあります。また、このような違約金条項を設けることは、国、地方公共団体を通じ一般的なものとなっておりますとともに、平成19年6月26日に出された政府の「独占禁止法基本問題懇談会報告書」においても、「違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的であり、これらの手段がそれぞれの機能を発揮することが期待される。個々の措置等はそれぞれ趣旨・目的が異なっており、違反金と民事上の損害賠償金との調整を制度上図る必要はない。」との見解が示されています。本違約金条項の必要性をご理解ください。 また、ご指摘の②に関しては、本件入札手続きに関して行われた同一の事実につき、公正取引委員会の処分が複数回行われることや刑事裁判が複数回行われることはないと考えられますが、同一の事実につき公正取引委員会の処分と刑事裁判が重ねて行われることはあり得ると考えますので、後者のような場合でも同一の事実についての違約金は1回のみ支払うことを明確にするため、第11条に次のとおり第2項を追加します。「2 同一の事実につき第6条第8項の複数の号に該当した場合でも、乙は、前項に規定する違約金を重ねて支払うことはない。」 ご指摘の①については、質問No.001を、③については、質問No.002をそれぞれご参照下さい。